

吸収分割に係る事後開示書面

2023年1月1日

株式会社レゾナック

株式会社レゾナック・ホールディングス

東京都港区芝大門1丁目13番9号
株式会社レゾナック
代表取締役 高橋秀仁

東京都港区芝大門1丁目13番9号
株式会社レゾナック・ホールディングス
代表取締役 高橋秀仁

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条に基づく事後開示事項)

株式会社レゾナック（旧昭和電工マテリアルズ株式会社）及び株式会社レゾナック・ホールディングス（旧昭和電工株式会社）は、両社で締結した2022年8月4日付「吸収分割契約書」に基づき、株式会社レゾナック（以下「吸収分割会社」といいます。）を吸収分割会社、株式会社レゾナック・ホールディングス（以下「吸収分割承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます）を実施致しました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第2項及び会社法施行規則201条に定める事項は下記の通りです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年1月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続について（会社法第785条）

吸収分割会社の株主は吸収分割会社の特別支配会社に該当するHCホールディングス株式会社のみであるため、法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。

(3)新株予約権買取請求に係る手続について（会社法 787 条）

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4)債権者異議手続について（会社法 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 11 月 4 日付で官報公告及び電子公告を行ったところ、債権者 1 名が、同条第 1 項の規定に従い、吸収分割会社に対し異議を述べられましたが、係る債権者はその後異議を撤回いたしました。その他に所定の期間内に異議を申し出た債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1)反対株主の差止請求に係る手続について（会社法第 796 条の 2）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2)反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法 797 条）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、吸収分割承継会社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3)債権者異議手続について（会社法 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 11 月 4 日付で官報公告及び電子公告を行いました。異議申述期間までに、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2022 年 1 月 1 日をもって、吸収分割会社より 2022 年 8 月 4 日付け「吸収分割契約書」に定める資産及び権利義務を承継しました。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

2023 年 1 月 4 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上